

(証券コード 4007)
平成28年11月2日

株 主 各 位

(本店所在地)
福島県いわき市小名浜字高山34番地
(本社)
東京都中央区新川一丁目8番8号

日本化成株式会社

取締役社長 村 田 光 司

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年11月24日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年11月25日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 福島県いわき市小名浜字高山34番地（当社本店）
当社 小名浜工場 事務棟1階 会議室
（末尾の臨時株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項
決議事項
議案 当社と三菱化学株式会社との株式交換契約承認の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nkchemical.co.jp>）に掲載いたします。

株主総会参考書類

議案 当社と三菱化学株式会社との株式交換契約承認の件

当社は、平成28年9月14日開催の取締役会において、株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」といいます。）の完全子会社である三菱化学株式会社（以下「三菱化学」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、三菱化学と当社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

本株式交換は、いわゆる三角株式交換の方法によるものであり、当社の株主の皆様には、本株式交換の対価として、三菱化学の株式ではなく、三菱化学の完全親会社である三菱ケミカルホールディングスの普通株式が割り当てられることとなります。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である平成29年1月1日（予定）をもって、三菱化学は当社の完全親会社となり、当社は三菱化学の完全子会社となる予定です。また、本株式交換の効力発生日（平成29年1月1日（予定））に先立ち、当社の普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、平成28年12月28日付で上場廃止（最終売買日は平成28年12月27日）となる予定です。

1. 株式交換を行う理由

当社は、無機化学品（アンモニア系製品、合成石英粉、電子工業用高純度薬品等）、機能化学品・化成品（紫外線硬化性樹脂、ゴム・プラスチック架橋助剤、脂肪酸アמיד、アクリレート、メタノール等）等の事業を行っており、三菱化学グループの機能化学部門における中核企業の一つとして重要な役割を担っています。

当社は、平成23年11月に、中期経営計画『NKC-Plan 2015』を策定し、無機化学品セグメントにおいては、合成石英粉事業の強化・拡大、硝酸系事業の抜本的事業構造改革等、機能化学品・化成品セグメントにおいては、架橋助剤事業の収益基盤再構築、メタノール・ホルマリン事業の基盤強化等を掲げ、その実現に向け努めてきました。また、平成28年5月に、新たな中期経営計画『NKC-Plan 20』を策定し、平成33年3月期の連結売上高364億円、経常利益21.6億円達成のため、セグメント別主要戦略として以下に取り組んでいます。

- ① 無機化学品セグメント
 - ・合成石英粉事業の強化・拡大
 - ・硝酸系事業の構造改革完遂
 - ・ディーゼル車脱硝用高品位尿素水 (AdBlue[®]) の収益改善
 - ・電子工業用高純度薬品 (EL薬品) の収益力向上
- ② 機能化学品・化成品セグメント
 - ・特殊機能化学品 (紫外線硬化性樹脂、脂肪酸アמיד、アクリレート等) 事業の収益力強化
 - ・TAIC[®] (ゴム、プラスチック架橋助剤) 事業の収益基盤再構築
 - ・メタノール・ホルマリン事業の基盤強化

一方、三菱化学は、三菱ケミカルホールディングス傘下の6事業会社 (三菱化学、田辺三菱製薬株式会社、三菱樹脂株式会社 (以下「三菱樹脂」といいます。)、三菱レイヨン株式会社 (以下「三菱レイヨン」といいます。)、株式会社生命科学インスティテュート及び太陽日酸株式会社) の内の1社で、広範囲にわたる製品及び技術を提供している総合化学メーカーです。機能商品分野においては、記録材料 (光記録メディア等)、電子関連製品 (ディスプレイ材料、半導体向け精密洗浄等)、情報機材 (OPC及びトナー) 等の情報電子事業及び食品機能材 (乳化剤等)、電池材料 (リチウムイオン電池の電解液、負極材等)、精密化学品 (イオン交換樹脂等) 等の機能化学事業を、素材分野においては、基礎石化製品・化成品 (エチレン、プロピレン等)、炭素製品 (コークス等) 及び合成樹脂 (ポリオレフィン、フェノール・ポリカーボネートチェーン等) 事業等を行っています。

三菱化学の親会社である三菱ケミカルホールディングスは、平成27年12月に、平成29年3月期から平成33年3月期の5年間を実行期間とする新中期経営計画『APTSIS 20』を策定しました。当該中期経営計画においては、以下を成長への基本方針とし、グループ間のシナジー追求や資本構成の最適化を視野に国内、海外事業の収益性強化をめざしています。

- (i) ポートフォリオマネジメントを通じた持続的成長と収益力強化
- (ii) 海外事業の収益性強化
- (iii) 新エネルギー事業の早期収益化
- (iv) グループの協奏・インテグレーション促進
- (v) 化学系3事業会社統合による競争力強化

上記 (v) 記載のとおり、三菱ケミカルホールディングスの連結子会社である三菱化学、三菱樹脂及び三菱レイヨンは、平成29年4月1日に予定する3社の統合により、それぞれが持つ事業ユニット、技術プラットフォーム、販売チャネル、重複する組織・機能を再編成・統合し、人、技術、情報等の経営資源を最大限に活用して、事業の成長とグローバル展開を加速していく

ことをめざしています。また、当社及び三菱化学共通の事業分野である機能商品分野においては、『APTSIS 20』の中で、協奏・インテグレーションにより成長を加速し、高機能商品・ソリューションをグローバルに提供することを方針として掲げています。

また、当社と三菱化学とは、昭和35年に三菱化学が当社に資本参加して以来、長期にわたり提携関係にありましたが、平成25年12月、さらに連携を強化するため、三菱化学は三菱商事株式会社より、同社の持つ当社株式12,750,000株を追加取得し、この結果、三菱化学は現在まで当社株式を68,200,500株（平成28年6月30日現在の発行済株式総数105,115,800株に占める割合で64.88%）（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。）保有するに至っています。

前述のとおり、三菱ケミカルホールディングスは、その連結子会社である三菱化学、三菱樹脂及び三菱レイオンを、平成29年4月1日（予定）に3社統合することにより、それぞれが持つ経営資源を最大限に活用し、事業の成長とグローバル展開を加速していく旨、平成27年7月16日付で発表しました。こうした流れの中で、平成27年8月に三菱化学は当社に対し、三菱化学グループの無機化学部門における中核企業としての現在の位置づけを更に発展させ、機能性無機事業をはじめ、グループ内の協奏・インテグレーションをより一層進めていくべく、本株式交換の検討を提案しました。以降、当社としては、本株式交換が三菱化学グループとしてのシナジー創出とともに、当社自体の将来の事業展開、更なる企業価値の向上に資するか否か等について慎重に検討してまいりました。

今般、当社及び三菱化学は、（i）当社と三菱化学及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携をより一層強化し、各当事者の能力を最大限活用していくことが互いの戦略に合致し、企業価値の更なる向上につながる、具体的には、

- ① 今後発展が期待されるロボット、航空機、情報伝達、ヘルスケア等の分野では、素材について耐熱性、軽量化、表面特性、柔軟性等の性能が要求されるが、三菱化学の持つ有機材料技術と当社の無機材料技術を組み合わせ、素材の高機能化を図ることが必須であり、特に当社のシリカ事業及び合成石英事業は、三菱化学の技術とインテグレートすることで早期の成長、シナジーが見込める
- ② 紫外線硬化性樹脂については、当社、三菱化学及び三菱レイオンがそれぞれ特性の異なるものを手掛けており、既に研究開発は集約しているが、製造、販売等を含む事業全体の連携を強化することにより、更なる事業基盤の強化が図れる

- ③ 感熱紙向け塗料材料については、当社の持つ増感剤（脂肪酸アマイド）と三菱化学の持つ顕色剤を組み合わせることで、感熱紙メーカー向けに新たなソリューションを提供できる
- ④ 化成品事業（メタノール、ホルマリン、接着剤等）についても、グループ内販売チャネルの共有シナジーが見込める
- ⑤ 当社黒崎工場と三菱化学黒崎事業所の一体運営による更なる効率化及び合理化でのシナジーを見込める
- ⑥ 三菱化学を含む三菱ケミカルホールディングスグループ各社と当社との間の人材ローテーションにより、より個々のビジネス環境に適応した人材育成が可能となる

と考へ、かつ、(ii) このような施策を積極的かつ迅速に実施していくためには、当社と三菱化学の資本関係を再構成し、従来以上に関係を緊密にすると同時に、迅速な意思決定を行うことができる体制を構築することが不可欠であるとの認識を共有するに至りました。

これにより、当社においては、将来の事業展開拡大に向けて、重点開発テーマへのより集中的な取り組み、事業運営情報や生産技術ノウハウの相互活用、十分な投資スケールの確保、調達・製造・販売のチャネルや内外拠点の有効活用、人材の最適配置や育成等、従前にも増して三菱ケミカルホールディングスグループの経営資源を有効活用できる体制を迅速に構築することが可能になると認識しております。

以上の認識のもと、当社及び三菱化学は、三菱化学からの提案を契機として協議・検討を重ね、このたび、株式交換の方法により、当社が三菱化学の完全子会社となることに合意しました。本株式交換により、三菱ケミカルホールディングスグループの経営資源の最適かつ効率的な活用、当社、三菱化学両社間での事業戦略の一層の共有が図られ、両社の収益力と競争力の強化を通じて、当社及び三菱化学双方の企業価値向上に資するものと考えております。

2. 本株式交換契約の内容

当社が、三菱化学との間で締結した平成28年9月14日付の本株式交換契約の内容は、添付資料1に記載のとおりであります。

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	三菱ケミカルホールディングス (株式交換完全親会社である 三菱化学の完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.21
本株式交換により 交付する株式数	三菱ケミカルホールディングスの普通株式： 7,744,497株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、三菱ケミカルホールディングスの普通株式0.21株を割当て交付いたします。但し、三菱化学が保有する当社の普通株式68,200,500株（平成28年6月30日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する三菱ケミカルホールディングスの株式数

三菱化学は、本株式交換に際して、本株式交換により三菱化学が当社の普通株式の全部（但し、三菱化学が保有する当社の普通株式を除きます。）を取得する直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（但し、三菱化学を除きます。）に対し、三菱ケミカルホールディングスの普通株式7,744,497株（予定）を割当て交付する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、当社が保有する自己株式（平成28年6月30日現在36,739株）及び当社が基準時の直前時まで保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。また、三菱化学が本株式交換の対価として交付する三菱ケミカルホールディングスの普通株式の取得方法については同社が決定次第、別途公表される予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 本株式交換の対価となる株式の発行会社の概要

下記4「交換対価について参考となるべき事項」をご参照ください。

(注4) 本株式交換の対価の換価の方法に関する事項

(1) 対価を取引する市場	東京証券取引所市場第一部
(2) 取引の媒介を行う者	三菱ケミカルホールディングスの普通株式は、一般の証券会社を通じてお取引いただけます。
(3) 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容	該当事項はありません。
(4) 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項	該当事項はありません。
(5) 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項	本株式交換の公表日(平成28年9月14日)の前取引日の東京証券取引所市場第一部における三菱ケミカルホールディングスの普通株式の終値は、611.0円であります。 なお、東京証券取引所市場第一部における三菱ケミカルホールディングスの普通株式の最新の市場価格等については、日本取引所グループのウェブサイト(http://www.jpx.co.jp/)等にてご覧いただけます。
(6) 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項	該当事項はありません。

(注5) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、三菱ケミカルホールディングスの単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社の普通株式が477株未満である当社の株主の皆様は、三菱ケミカルホールディングス株式の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする三菱ケミカルホールディングスの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。三菱ケミカルホールディングスの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、三菱ケミカルホールディングスの普通株式に関する単元未満株式の買取制度(会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が三菱ケミカルホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度)又は単元未満株式の買増制度(会社法第194条第1項及び三菱ケミカルホールディングスの定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が三菱ケミカルホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元(100株)となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度)をご利用いただくことができます。

(注6) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべき三菱ケミカルホールディングスの普通株式の数に1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、当該端数に相当する三菱ケミカルホールディングスの普通株式の交付に代えて、三菱ケミカルホールディングスの普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭(但し、1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。)を交付します。なお、「三菱ケミカルホールディングスの普通株式1株当たりの時価」とは、平成28年12月30日の東京証券取引所における三菱ケミカルホールディングスの普通株式の普通取引の終値をいいます。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び三菱化学は、本株式交換に用いられる上記3(1)①の「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機

関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、三菱化学はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社は、下記3（3）①の「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から平成28年9月13日付で受領した株式交換比率に関する算定書、柳田国際法律事務所からの助言、及び下記3（3）②の「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、支配株主である三菱化学及び三菱ケミカルホールディングスとの間で利害関係を有しない第三者委員会から受領した意見書等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

三菱化学は、下記3（3）①の「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるSMB C日興証券から平成28年9月13日付で受領した株式交換比率に関する算定書、長島・大野・常松法律事務所からの助言等を踏まえて、三菱ケミカルホールディングスとともに慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、三菱ケミカルホールディングスの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、当社及び三菱化学は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びに法務アドバイザーからの助言等を参考に、当社は三菱ケミカルホールディングスに対し、三菱化学は当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社及び三菱ケミカルホールディングスの財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案したうえで、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、当社及び三菱化学は、両社の第三者算定機関による算定レンジの範囲内であることから、本株式交換比率は妥当であり、当社及び三菱ケミカルホールディングスの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年9月14日付の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

(ii) 算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び上場会社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券及び三菱化学の第三者算定機関であるSMB C日興証券はいずれも、当社、三菱ケミカルホールディングス及び三菱化学からは独立した算定機関であり、いずれの会社の関連当事者にも該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

野村證券は、当社及び三菱化学の完全親会社である三菱ケミカルホールディングスについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

三菱ケミカルホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.191~0.201
DCF法	0.175~0.260

市場株価平均法では、当社及び三菱ケミカルホールディングスについて、算定基準日である平成28年9月13日を基準日として、両社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成28年9月7日から基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成28年8月15日から基準日までの直近1ヵ月間の終値単純平均値、平成28年6月14日から基準日までの直近3ヵ月間の終値単純平均値及び平成28年3月14日から基準日までの直近6ヵ月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.191~0.201として算定しております。

DCF法では、当社により確認された利益計画を基に、将来において創出すると見込まれる本株式交換を前提とせずそれぞれが事業を継続すると仮定した場合のフリー・キャッシュ・フローを用いて企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は、当社については3.00%~3.50%を採用し、三菱ケミカルホールディングスについては3.75%~4.25%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及びマルチプル法を採用しております。永久成長率法では両社ともに永久成長率-0.25%~+0.25%を採用し、

マルチプル法では当社についてはE B I T D Aマルチプル8.25倍～9.75倍を、三菱ケミカルホールディングスについてはE B I T D Aマルチプル6.00倍～7.00倍を採用して評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.175～0.260として算定しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成28年9月13日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がD C F法による算定の基礎とした将来の利益計画において大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

他方、S M B C日興証券は、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定を行いました。市場株価法においては、平成28年9月13日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しました。D C F法においては、当社が作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

三菱化学の完全親会社である三菱ケミカルホールディングスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。市場株価法においては、平成28年9月13日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しました。

三菱ケミカルホールディングスの1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

価値評価算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.179～0.215
DCF法	0.163～0.255

SMBC日興証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMBC日興証券の株式交換比率の算定は、平成28年9月13日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、当社及び三菱化学の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、SMBC日興証券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び三菱化学は、本株式交換の目的を実現するとともに、(i) 非上場企業である三菱化学の普通株式を対価とした場合には、当社の少数株主の皆様が流動性の低い株式を取得することになること、(ii) 現金ではなく、三菱ケミカルホールディングスの普通株式を対価として交付することにより、当社の少数株主の皆様にも本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、(iii) 三菱ケミカルホールディングスグループとして、三菱ケミカルホールディングス及び三菱化学間の100%親子会社の関係を維持する必要があること等を勧案し、本株式交換の対価としては、三菱化学の株式ではなく、三菱化学の完全親会社である三菱ケミカルホールディングスの普通株式を選択いたしました。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置

当社及び三菱化学は、三菱化学が、既に当社の普通株式68,200,500株（平成28年6月30日現在の発行済株式総数105,115,800株に占める割合にして64.88%）を保有しており、当社は三菱化学の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社並びに三菱ケミカルホールディングス及び三菱化学から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、平成28年9月13日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3(1)②(ii)の「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、三菱化学は、三菱ケミカルホールディングス及び三菱化学並びに当社から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券を選定し、平成28年9月13日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3(1)②(ii)の「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社及び三菱化学は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、当社は柳田国際法律事務所を、三菱化学は長島・大野・常松法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、柳田国際法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所は、いずれも当社並びに三菱ケミカルホールディングス及び三菱化学から独立しており、それぞれとの間で重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

三菱化学が、既に当社の普通株式68,200,500株（平成28年6月30日現在の発行済株式総数105,115,800株に占める割合にして64.88%）を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

(i) 当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの意見書の取得

当社は、平成28年7月26日、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、支配株主である三菱化学及び三菱ケミカルホールディングスとの間で利害関係を有しない、当社の社外取締役・独立役員である大胡誠氏、当社の社外監査役・独立役員である美村貞直氏及び独立した外部の有識者である長谷川臣介氏（長谷川公認会計士事務所 公認会計士）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(a) 本株式交換が、当社の企業価値の向上に資する正当な目的を有するか、(b) 本株式交換における交換条件（少数株主に交付される対価の内容を含む。）の公正性は担保されているか、(c) 本株式交換において、公正な手続を通じた当社の株主に対する十分な配慮がなされているか、及び、(d) 本株式交換を行うとの決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって不利益ではないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成28年7月28日から平成28年9月13日までに、会合を合計7回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

第三者委員会は、これらの検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の本株式交換についての考え方、本株式交換の条件及びその決定プロセス等についての説明を受けており、また、野村證券から本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けているほか、三菱化学に対するインタビューを実施し、三菱化学の本株式交換についての考え方、当社の現状認識、本株式交換後の事業展開等について確認しております。さらに、第三者委員会は、当社の法務アドバイザーである柳田国際法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置及び本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。

その結果、第三者委員会からは、平成28年9月13日付で、上記(a)に関しては、本株式交換により当社を三菱化学の完全子会社とすることは、製品・技術開発、製造効率化・合理化、及び人的資源の活性化に係るシナジーが期待されることなど、当社の企業価値を高める施策として合理的であることから、本株式交換は当社の企

業価値の向上に資するものであり、本株式交換の目的は正当である旨、上記（b）に関しては、当社が独立した第三者算定機関である野村證券から取得した本株式交換における株式交換比率に関する算定書で用いられた算定に特に不合理な点は見受けられず、また、かかる株式交換比率は当社及び三菱化学という独立当事者間において、客観的かつ整合性のある議論を重ねた交渉の結果を踏まえて決定されたものであることが推認されることなどから、本株式交換における株式交換比率を含む本株式交換の条件の公正性が確保されているといえる旨、上記（c）に関しては、当社の取締役会において、内部的な意思決定や三菱化学との交渉について十分な利益相反防止措置が講じられたか、実際に行われた交渉の経緯が独立当事者間のものと言えるか、独立した外部の専門家アドバイザーの助言を活用して判断材料の客観化により恣意性を回避することができているかという観点から検討した結果、本株式交換において公正な手続を通じて当社の株主の利益に対する十分な配慮がなされているといえる旨、及び上記（d）に関しては、上記（a）ないし（c）を前提とすると、当社の取締役会が本株式交換を行うとの決議を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を入手しております。

（ii） 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、和賀昌之氏は三菱化学の取締役を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、当社の取締役会の本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、当社の立場で三菱化学との本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。また、当社の監査役のうち、鶴木隆之氏は三菱化学の従業員を兼務しているため、当社の取締役会における本株式交換に関する審議には参加しておらず、同取締役会による本株式交換に関する決議に対して意見を述べることを差し控えております。

当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役9名のうち、上記和賀昌之氏を除く8名の全員一致により承認可決されており、かつ、当社の監査役3名のうち、上記鶴木隆之氏を除く監査役2名が出席し、その全員が、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 三菱ケミカルホールディングスの定款の定め

三菱ケミカルホールディングスの定款の定めは、添付資料2に記載のとおりであります。

(2) 三菱ケミカルホールディングスの議決権の総数に関する事項

14,613,923個

(3) 三菱ケミカルホールディングスの計算書類及び事業報告

三菱ケミカルホールディングスの最終事業年度に係る計算書類の内容及び事業報告の内容は、「株主総会参考書類（別冊）」に記載のとおりであります。

(4) 三菱ケミカルホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

三菱ケミカルホールディングスは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しているため、記載を省略いたします。

(5) 交換対価の換価方法に関する事項及び交換対価の市場価格に関する事項

上記3(1)①(注4)「本株式交換の対価の換価の方法に関する事項」をご参照ください。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 三菱化学の最終事業年度に係る計算書類等の内容

三菱化学の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、「株主総会参考書類（別冊）」に記載のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 三菱化学

三菱化学は、平成28年7月27日、高純度テレフタル酸事業を行うMCC PTA India Corp. Private Limitedの株式及び寧波三菱化学有限公司の持分、並びにポリテトラメチレンエーテルグリコール事業を行うMCC高新聚合産品（寧波）有限公司の持分を譲渡することを決定しました。

また、同社は、平成28年8月5日、同社の連結子会社である日本合成化学工業株式会社を完全子会社とするために公開買付けを行うことを決定し、同年8月8日から9月20日までの期間、当該公開買付けを行いました。その結果、同社は、同年9月21日時点において、（子会社を通じて間接的に保有するものも含め）日本合成化学工業株式会社の普通株式91,892,569株（平成28年6月30日現在の発行済株式総数98,369,186株に占める割合にして93.42%）を保有しています。

② 当社

該当事項はありません。

以 上

株式交換契約書（写）

三菱化学株式会社（本店所在地：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号。以下「甲」という。）と日本化成株式会社（本店所在地：福島県いわき市小名浜字高山34番地。以下「乙」という。）とは、以下の通り、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、甲は株式会社三菱ケミカルホールディングス（本店所在地：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号。以下「丙」という。）の完全子会社である。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、本契約に従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

（効力発生日）

第2条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年1月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（甲を除く。以下同じ。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式1株につき、丙の普通株式0.21株の割合をもって、甲が保有する丙の普通株式を割当交付する。

2 前項の規定により割り当てる丙の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、当該乙の株主に対し、丙の普通株式に代えて、丙の普通株式1株の時価（平成28年12月30日の東京証券取引所における丙の普通株式の普通取引の終値とする。）に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（但し、1円未満の端数は切上げる。）を交付する。

（株式交換の承認）

第4条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定に従い甲の株主総会の承認を要する場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約を承認する決議を求める。

2 乙は、会社法783条第1項の規定に基づき、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約を承認する決議を求める。

(自己株式の消却)

第5条 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時まで乙が保有することとなる自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて、乙が取得する株式を含む。）のすべてを、基準時まで消却する。

(丙の普通株式の取得)

第6条 甲は、効力発生日の前日までに、第3条第1項に基づき本株式交換に際して乙の株主に割当交付すべき丙の普通株式の総数に足る数の丙の普通株式（いかなる担保、その他の負担の付されていないものに限る。）を取得する。

(会社財産の管理義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行うものとする。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上これを行うものとする。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、効力発生日の前日までに、第4条に定める株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各その1通を保有する。

平成28年9月14日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
三菱化学株式会社
取締役社長 石 塚 博 昭 ⑨

乙 福島県いわき市小名浜字高山34番地
日本化成株式会社
取締役社長 村 田 光 司 ⑨

定 款

株式会社三菱ケミカルホールディングス

第1章 総 則

(商号)

第1条 本社は、株式会社三菱ケミカルホールディングスと称する。英文では、Mitsubishi Chemical Holdings Corporation とする。

(目的)

第2条 本社は、次の各号に定める事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。

(1) 以下の製品の製造、販売に係る事業

- イ. 有機化学工業製品、医薬品、産業ガス、無機化学工業製品その他の化学工業製品
- ロ. 化学繊維、炭素繊維その他の繊維製品
- ハ. 石油製品、コークスその他の石炭製品
- ニ. 炭素・黒鉛製品その他の窯業・土石製品
- ホ. プラスチック製品
- ヘ. 記録メディアその他の電気機械器具
- ト. 電子部品・デバイス・電子回路
- チ. 再生医療製品その他の医薬関連製品
- リ. 医療用機械器具・医療用品その他の業務用機械器具
- ス. 化学機械・同装置
- ル. 植物工場、水耕栽培装置その他の植物栽培システム
- ヲ. 食料品、清涼飲料
- ワ. 非鉄金属、金属製品
- カ. 家庭用品、運動用具その他の生活雑貨

(2) 以下の役務の提供等に係る事業

- イ. 化学製品、医薬品・化粧品、その他前号イからカまでに掲げる製品の卸売・小売事業
- ロ. 検査事業、医療関連事業、介護事業
- ハ. 情報処理・提供その他の情報サービス事業
- ニ. 電気・ガス・熱供給事業
- ホ. プラントエンジニアリング等の建設業
- ヘ. 情報システム関連事業
- ト. 物流事業
- チ. 不動産事業
- リ. 金融関連事業
- ス. 耕種農業

- ル. 学術・開発研究関連事業、旅行業者代理業、娯楽業、廃棄物処理業、労働者派遣その他のサービス事業
- ヲ. 職業・教育支援施設その他の教育、学習支援業
- ヅ. 飲食店業、宿泊施設経営

(3) 前各号に附帯関連する一切の事業

- 2 本会社は、経営コンサルティング業務を行うことができる。
- 3 本会社は、前二項に附帯関連する事業を行うことができる。

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 本会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、60億株とする。

(自己株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

(株式取扱規則)

第11条 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、代表執行役が定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、代表執行役が定め、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては取り扱わない。

(届出)

第13条 株主、登録株式質権者又はその法定代理人は、株式取扱規則の定めるところにより、その氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項のほか、外国に在住する株主、登録株式質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、株式取扱規則の定めるところにより、届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(基準日)

第14条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、代表執行役の決定により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第15条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。

(招集権者)

第16条 株主総会は、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集する。当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(議長)

第17条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める執行役又は取締役が議長に当る。当該執行役又は取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の執行役又は取締役が株主総会の議長に当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 本会社の取締役は、20名以内とする。

(選任)

第22条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役副会長を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長に当る。取締役会長に差支えがあるとき又は取締役会長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の少なくとも3日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第29条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 委員会

(委員の選定)

第30条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議をもって選定する。

(委員会に関する事項)

第31条 各委員会に関する事項は、法令、定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。

第6章 執行役

(選任)

第32条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第33条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第34条 取締役会の決議によって代表執行役を選定する。

- 2 取締役会の決議によって、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役常務を選定することができる。

(執行役の責任免除)

第35条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第7章 会計監査人

(選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第39条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 本社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日等)

第41条 本社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

- 2 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から3年を経過したときは、本会社はその支払の義務を免れる。
- 3 配当財産が金銭である場合、未払の配当財産に対しては、利息をつけない。

附 則

(経過措置)

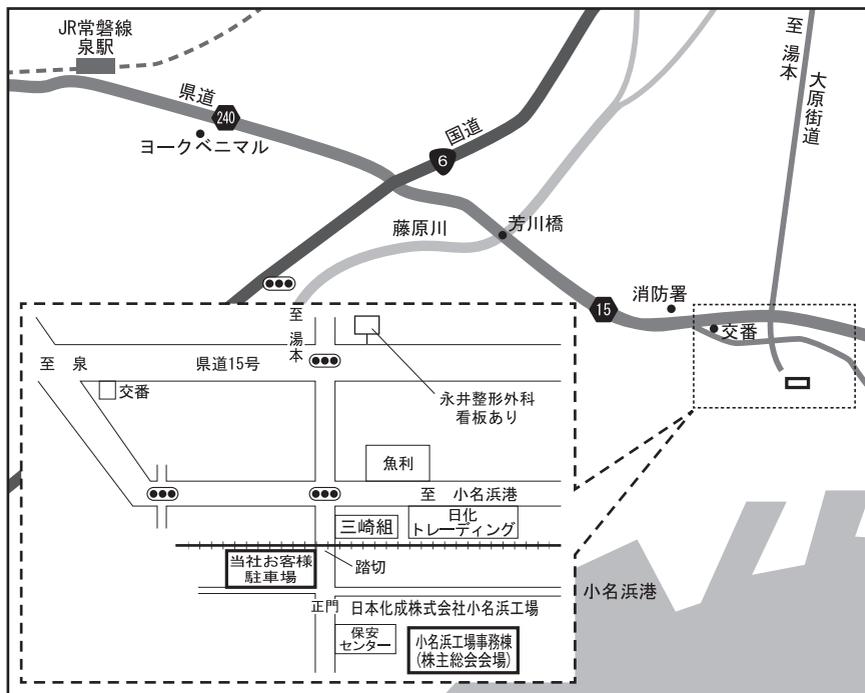
第1条 本社は、取締役会の決議をもって、第10回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。

メモ欄

A series of 15 horizontal dashed lines for writing notes.

臨時株主総会会場ご案内図

- <住所> 福島県いわき市小名浜字高山34番地
<会場> 当社小名浜工場事務棟 1階 会議室
<電話番号> 0246-54-3111



- <交通機関> JR常磐線 泉駅からタクシーで約15分